

農業用ため池の管理及び保全に関する法律に関する事務のフロー

[R元. 7. 1 適用]

←→ : 協議・合議 ● : 主担当(作成者等) ◎ : 受理担当

条文	項目	条項	専決事項 No.	県様式 No.	内容	区分	本 庁	農林事務所	市町村	土地改良区 個人所有者	事務決裁区分		
											共通専決	特定専決	
	データベースの提供 〔事前調査の結果〕	県独自			「事前調査」結果を整理したデータベースの提供	(土地改良区の場合)	●農村基盤整備課/農地管理課	→ ○		→ ○			
						(個人等所有者の場合)	●農村基盤整備課/農地管理課	→ ○	→ ○	→ ○			
第4条	農業用ため池の届出	第1項	管(1)	第1号	④ため池の届出の受理(新設) 〔地方公共団体所有池は届出不要〕 (第2項…変更の場合:様式第2号) (第2項…廃止の場合:様式第3号)	(土地改良区の場合)	●農地管理課	← ◎	←	← ●	農村整備部長		
		第2項	管(2)	第2号 第3号		(個人等所有者の場合)	●農地管理課	← ◎	← ○	← ●			
		第3項	管(3)		②届出内容の確認・とりまとめ・整理	—	●農村基盤整備課/農地管理課	○	← ○				
					③インターネットによるデータベースの公表	—	●農地管理課	○ (紙媒体)	○ (紙媒体)			課長	
		附則第2条 第1項	管(4)	第1号	①ため池の届出の受理(既存) 〔地方公共団体所有池は届出不要〕 (附則第2項…変更の場合:様式第2号)	(土地改良区の場合)	●農地管理課	← ◎	←	← ●	農村整備部長		
		附則第2条 第2項	管(5)	第2号		(個人等所有者の場合)	●農地管理課	← ◎	← ○	← ●			
		附則第2条 第3項	管(6)	第4号	⑤未届出の既存農業用ため池に対する催告	—	●農地管理課	→ ○	→ ○	→ ○		課長	
		附則第2条 第4項	管(7)	第5号	⑥市町村長からの未届出のため池がある旨の通知の受理	—	●農地管理課	← ◎	← ●			農村整備部長	
第5条	農業用ため池の適正管理			①定期点検・日常管理など適正管理の実施	—	●農地管理課	←→ ○		●	●			
第6条		管(8)	第6号	①当該ため池の所有者等に対する管理上必要な措置を催告	—	●農地管理課	→ ○	→ ○	→ ○		課長		
第7条	特定農業用ため池の指定	第1項	管(9)		③指定	—	●農地管理課	→ ○	→ ○	→ ○		課長	
		第2項	管(10)	第7号	①市町村長からの意見を聴取	—	●農地管理課	→ ○	→ ○			課長	
			管(11)	第7号の2	②市町村長からの意見書の受理	—	●農地管理課	← ◎	← ●			農村整備部長	
		第3項	管(12)		④公示(県報掲載)	—	●農地管理課					課長	
	第4項	管(13)	第8号	⑤利害関係人からの指定申出の受理	(土地改良区の場合)	●農地管理課	← ◎	←	← ●	農村整備部長			
					(個人等所有者の場合)	●農地管理課	← ◎	← ○	← ●				
	特定農業用ため池の解除	第5項	管(14)	第9号	①市町村長からの意見を聴取(第7条第1項準用)	—	●農地管理課	→ ○	→ ○			課長	
			管(15)	第9号の2	②市町村長からの意見書の受理(第7条第2項準用)	—	●農地管理課	← ◎	← ●			農村整備部長	
管(16)				③解除の指定(第7条第1項準用)	—	●農地管理課	→ ○	→ ○	→ ○		課長		
管(17)				④公示(県報掲載)(第7条第3項準用)	—	●農地管理課					課長		

[R元. 7. 1 適用]

←→ :協議・合議 ●:主担当(作成者等) ◎:受理担当

条文	項目	条項	専決事項 No.	県様式 No.	内 容	区 分	本 庁	農林事務所	市町村	土地改良区 個人所有者	事務決裁区分									
											共通専決	特定専決								
第8条	行為の制限	第1項	管(18)	第10号	①形状変更行為に対する県知事の許可制 (申請の受理)	(土地改良区の場合)	●農地管理課 ←→ ◎ ←	◎ ←	●	農村整備部長										
						(個人所有者の場合)	●農地管理課 ←→ ◎ ← ○ ←	◎ ← ○ ←	●											
		第1項	管(19)	第11号	②許可	(土地改良区の場合)	●農地管理課 → ○ →	○ →	○	課長										
						(個人所有者の場合)	●農地管理課 → ○ → ○ →	○ → ○ →	○											
		第2項	管(20)	第12号	②不許可	(土地改良区の場合)	●農地管理課 → ○ →	○ →	○	課長										
						(個人所有者の場合)	●農地管理課 → ○ → ○ →	○ → ○ →	○											
		第3項	管(21)	第10号	③形状変更行為に対する県知事の許可制 (協議の受理)	(国/地方公共団体の場合)	●農地管理課 ←→ ◎ ← ●(国)	◎ ← ●(国)	●(国)	農村整備部長										
						管(22)	第11号	④許可	(国/地方公共団体の場合)						●農地管理課 → ○ → ○(国)	○(国)	課長			
									管(23)						第12号	④不許可				
第9条	防災工事の施行	第1項	計(1)	第13号	①防災工事計画届出の受理	(土地改良区の場合)	●農村計画課(農地管理課) ←→ ◎ ←	◎ ←		●	農村整備部長									
						(個人所有者の場合)	●農村計画課(農地管理課) ←→ ◎ ← ○ ←	◎ ← ○ ←	●											
		第2項	計(2)	第14号	②変更命令	(土地改良区の場合)	●農村計画課(農地管理課) → ○ →	○ →	○	課長										
						(個人所有者の場合)	●農村計画課(農地管理課) → ○ → ○ →	○ → ○ →	○											
		第3項	計(3)	第13号の2	③指定の際に防災工事施工中の ため池の防災工事計画届出の受理	(土地改良区の場合)	●農村計画課(農地管理課) ←→ ◎ ←	◎ ←	●	農村整備部長										
						(個人所有者の場合)	●農村計画課(農地管理課) ←→ ◎ ← ○ ←	◎ ← ○ ←	●											
第10条	防災工事の施行に関する 命令	第1項	計(4)	第15号	①勧告に係る防災工事の施工命令	(土地改良区の場合)	●農村計画課(農村基盤整備課) → ○ →	○ →	○	課長										
						(個人所有者の場合)	●農村計画課(農村基盤整備課) → ○ → ○ →	○ → ○ →	○											
		第2項	計(5)	第16号	②届出のあった防災計画に従っていない 防災工事の計画遵守命令	(土地改良区の場合)	●農村計画課(農村基盤整備課) → ○ →	○ →	○	課長										
						(個人所有者の場合)	●農村計画課(農村基盤整備課) → ○ → ○ →	○ → ○ →	○											
第11条	代執行	第1項	計(6)	第17号	①防災工事の施工の通知 (代執行令書)	—	●農村計画課(農村基盤整備課)				課長									
		第1項 (第2号該当)	計(7)		②防災工事の施工の公告 (所有者等が確知できないときの公告)	—	●農村計画課(農村基盤整備課)				部長									
		第2項	計(8)	第18号	③行政代執行法による費用の納付命令	(土地改良区の場合)	●農村計画課(農村基盤整備課)	○ →	○	課長										
(個人所有者の場合)	●農村計画課(農村基盤整備課)					○ → ○ →	○ → ○ →													

[R元. 7.1 適用]

←→ : 協議・合議 ● : 主担当(作成者等) ◎ : 受理担当

条文	項目	条項	専決事項 No.	県様式 No.	内容	区分	本庁	農林事務所	市町村	土地改良区 個人所有者	事務決裁区分	
											共通専決	特定専決
第13条	裁定の申請	第1項	管(24)	第19号	①市町村長からの裁定申請の受理		●農地管理課 ←	◎ ←	● ←		農村整備部長	
		第2項	管(25)	第20号	②所有者等からの申請申出の受理		●農地管理課 ←	◎ ←	○ ←	● ←	農村整備部長	
第14条	公告等	第1項前段	管(26)		①市町村長の管理権取得申請の公告		●農地管理課				課長	
		第1項後段	管(27)	第22号	②確知者への通知		●農地管理課 →	○ →	○ →	○ →	課長	
		第1項第4号	管(28)	第21号	③異議申出書の受理	(土地改良区の場合) (個人所有者の場合)	●農地管理課 ← ●農地管理課 ←	◎ ← ◎ ←	○ ← ○ ←	● ← ● ←	農村整備部長	
第15条	裁定	第1項	管(29)		①市町村長の管理権取得の裁定 (第14条第1項第4号規定の6月経過後)		●農地管理課				課長	
第16条	裁定の効果	第1項	管(30)	第23号	①市町村長への裁定通知		●農地管理課 →	○ →	○ →		課長	
		第1項後段	管(31)		②知事裁定の公告		●農地管理課				課長	
		第3項		第24号	③市町村長からの費用の納付命令				● →	○ →	市町村長	
第17条	施設管理権の延長	第1項	管(32)	第25号	①市町村長からの延長裁定申請の受理		●農地管理課 ←	◎ ←	● ←		課長	
		第2項	管(33)	第26号	②所有者等からの延長申出の受理 (第13条第2項準用)		●農地管理課 ←	◎ ←	○ ←	● ←		
			管(34)		③市町村長からの管理権延長申請の公告 (第14条第1項準用)		●農地管理課				課長	
		第2項	管(35)	第28号	④確知者への延長申請の通知 (第14条第1項準用)		●農地管理課 →	○ →	○ →	○ →	課長	
			管(36)	第27号	⑤延長裁定に対する異議申出書の受理 (第14条第1項第4号準用)	(土地改良区の場合) (個人所有者の場合)	●農地管理課 ← ●農地管理課 ←	◎ ← ◎ ←	○ ← ○ ←	● ← ● ←	農村整備部長	
		第3項	管(37)		⑥市町村長の管理権延長の知事裁定 (第14条第1項第4号準用の3月経過後)		●農地管理課				課長	
		第4項	管(38)	第29号	⑦市町村長へ延長の裁定通知 (第16条第1項準用)		●農地管理課 →	○ →	○ →		課長	
管(39)			⑧市町村長への管理権延長裁定の公告 (第16条第1項準用)		●農地管理課				課長			
第18条	報告徴収及び立入調査	第1項	管(40)		①管理状況の報告要求	(土地改良区の場合)		● →	○ →	農村整備部長		
						(個人所有者の場合)		● →	○ →	○ →		
		第1項 第2項			②立入測量・調査の実施 (当該職員若しくは委任した者) 〔第2項…特定農業用ため池指定時〕	(土地改良区の場合) (個人所有者の場合)	●農地管理課 他 ← ●農地管理課 他 ←	◎ ← ◎ ←	○ ← ○ ←	○ ← ○ ←	農村整備部長	

[R元. 7. 1 適用]

←→ : 協議・合議 ● : 主担当(作成者等) ◎ : 受理担当

条文	項目	条項	専決事項 No.	県様式 No.	内容	区分	本 庁	農林事務所	市町村	土地改良区 個人所有者	事務決裁区分		
											共通専決	特定専決	
第18条	報告徴収及び立入調査	第3項	管(41)	第30号	③立入調査の事前通知	(土地改良区の場合)		●	←→	○	農村整備部長		
						(個人所有者の場合)		●	←→	○			←→
		第4項	計(9) 基(1) 管(42)	第31号 第32号	④従事する身分証明書の交付等	(職員の場合)	●農地管理課 他	●				農村整備部長 又は課長	
						(委任した者の場合)		●				農村整備部長	